

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の審議結果について

1. 申請の概要

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下、「機構」という。）から、リハビリテーション分野及びファッションビジネス分野の専門職大学、並びに動物ケア分野の専門職短期大学を評価することについて、文部科学大臣の認証を求める申請があったため、「認証評価機関の認証に関する審査委員会」で審査を行った（委員の名簿は別紙 1）。

○ 評価方法（案）

評価対象校が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象校に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。

○ 評価結果（案）

① 各評価基準の領域Ⅰから領域Ⅶまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。

② 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。

③ ②以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学（専門職短期大学）として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

2. 審査委員会における審査概要**【主な審議内容】**

○（評価基準）

評価基準について、各分野の特性に即した具体的な記載が不足しており、かつ機関別認証評価との差異が不明確であったため、客観性や一貫性を担保した分野別認証評価の実施方法について明示するよう求めた。結果、各分野の特性に応じた分野別認証評価の基準が策定されることを確認した。

○（評価体制）

評価委員会の委員構成について、専門的な見地から各分野の評価を実施できる体制であるか不明確であったため、専門職大学特有の観点や、各分野の教育課程に関する基準についてどのように審査を行うのかを明

示することを求め、具体的な評価方法を確認した。その結果、当該分野の専門職大学に関する有識者、並びに当該分野関連職業団体の関係者などにより評価委員会を再構成する旨の回答を得て、より深い専門的見地から審査を行える評価体制が確立される見込みであることを確認した。

上述の点や機構から提出された各資料を踏まえ、学校教育法等で定める認証の基準をすべて満たしていることを確認した（認証の基準は別紙3）。

3. 審査委員会の結論

リハビリテーション分野及びファッションビジネス分野の専門職大学、並びに動物ケア分野の専門職短期大学の評価を行う機関として文部科学大臣が認証することが適当。

**第12期中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会**

(臨時委員) 3名

	濱 中 淳 子	早稲田大学総合学術院教授
座 長	前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
	両 角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授

(専門委員) 2名

	川 野 祐 二	エリザベト音楽大学理事長・学長
座長代理	佐 野 慶 子	佐野公認会計士事務所

【今回の審査を行うにあたり委嘱した有識者】

(有識者) 3名

	内 山 靖	名古屋大学大学院医学系研究科 理学療法学講座教授
	小 林 昭 世	武蔵野美術大学造形学部教授
	吉 村 幸 則	放送大学広島学習センター所長・特任教授

専門職大学分野別認証評価
評価基準要綱
(リハビリテーション分野)

(案)



令和 年 月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

はじめに

デジタル化やグローバル化の進展にともなう、産業構造や雇用などを含めた社会全体のあり方が大きく変化しています。このように激変する社会環境に対応するために、優れた専門技能等を身につけ、新たな価値の創造に貢献する専門職業人材の育成を目的とする高等教育機関として、専門職大学が発足しました（2019年）。育成すべき専門職業人材とは、高度な実践力（理論に裏づけられた高度な実践力を強みとして、専門業務を引率できる。）、豊かな創造力（社会の変化に対応して、新たなモノやサービスを作り出すことができる。）および豊かな人間性と職業倫理を備えた人材です。

専門職大学は、大学制度の中に位置づけられ、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力（職務遂行能力）を具備した人材の育成を目的としています。専門職大学は、その教育研究水準の維持向上に資するために、文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による認証評価（分野別認証評価および機関別認証評価）を受審することが義務づけられています。（学校教育法第百九条第二項および第三項）。

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）の実施する専門職大学分野別認証評価は、「専門職大学『学位課程』の教育研究水準の維持向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する。」ことを目的として実施するものです。したがって、評価実施にあたっては、専門職大学『学位課程』の個性や特徴が十分発揮できるように、それが有する「目的」を踏まえて行われます。

この『専門職大学分野別認証評価 評価基準要綱（リハビリテーション分野）』は、専門職大学（リハビリテーション分野）の教育研究等の状況に関する評価について、基本的方針、評価基準および評価方法を示したものです。専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）は、学修成果（養成される職務遂行能力）および内部質保証を中心として、専門職大学設置基準に規定されている内容を踏まえて設定されており、22基準で構成され、関係する基準を5領域に分類して表示されています。

各基準は、専門職大学（リハビリテーション分野）の教育研究活動等が専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合している旨の認定をする際に、専門職大学『学位課程』の目的に照らして、教育研究活動等の状況を多面的に分析するための内容となっています。評価を受ける専門職大学においては、すべての基準に係る状況について、自己評価することが求められます。機構では、自己評価の結果を受けて、各基準を満たしているか、優れた点や改善を要する点等があるか、などの評価を行います。さらに、すべての基準に係る状況を勘案して、専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合しているか否かの判定を行います。

この『専門職大学分野別認証評価 評価基準要綱（リハビリテーション分野）』のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、専門職大学が自己評価を実施するにあたっての実施要項『専門職大学分野別認証評価 自己評価実施要項（リハビリテーション分野）』や、機構の評価担当者が評価を行う際に用いる手引書『専門職大学分野別認証評価 評価実施手引書（リハビリテーション分野）』も作成してあります。

目 次

はじめに	i
第1章 専門職大学分野別認証評価（総論）		
I 分野別認証評価と機関別認証評価の相違点	1
II 専門職大学分野別認証評価の目的	1
III 専門職大学分野別認証評価の基本的方針	2
第2章 専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）	4
領域I 専門職大学（リハビリテーション分野）の目的および学修成果	5
領域II 教育課程および教育方法	5
領域III 教育研究実施組織	7
領域IV 学修環境	7
領域V 内部質保証	8
第3章 専門職大学分野別認証評価（リハビリテーション分野）の実施体制・方法等		
I 実施体制	10
II 実施方法	10
III 評価結果の公表	11
IV 実施時期とスケジュール	11
V 評価実施後の専門職大学における教育研究活動等の質の確保	12
VI 情報公開	12
VII 評価手数料	12
VIII 追評価	13
IX 専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）等の変更手続き	13
参考資料 専門職大学分野別認証評価関係法令	14

第1章 専門職大学分野別認証評価（総論）

専門職大学は、その教育研究等の水準の改善・向上を図るために、第三者機関（認証評価機関）による評価を定期的に受けることが、国際的な流れとなっており、学校教育法により義務化されています。受審が義務化されている認証評価には、分野別認証評価と機関別認証評価の二種類あります。

I 分野別認証評価と機関別認証評価の相違点

分野別認証評価は、専門職大学における教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに実施するものです。機関別認証評価は、専門職大学における教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに実施するものです。両者の比較概要は、下表をご参照ください。

分野別認証評価（5年以内に1回）	機関別認証評価（7年以内に1回）
イ 教育研究実施組織等に関する事 ロ 教育課程に関する事（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十条若しくは専門職短期大学設置基準第七条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関する事を含む。） ハ 施設及び設備に関する事 ニ 学修の成果に関する事（進路に関する事を含む。） ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関する事	イ 教育研究上の基本となる組織に関する事 ロ 教育研究実施組織等に関する事 ハ 教育課程に関する事 ニ 施設及び設備に関する事 ホ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事 ヘ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事 ト 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事（重点的に認証評価を行う事） チ 財務に関する事 リ イからチまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事

参考資料 専門職大学分野別認証評価関係法令 p. 16-17

II 専門職大学分野別認証評価の目的

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）が専門職大学（リハビリテーション分野）からの求めに応じて実施する専門職大学分野別認証評価（以下「分野別認証評価」とよびます。）は、専門職大学の教育研究等の水準の改善・向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するために、以下のことを目的としています。

- 機構が定める専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に基づいて、専門職大学『学士課程』を定期的に評価することによって、その教育研究活動等の質を保証すること。

- 専門職大学『学士課程』の教育研究活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該専門職大学にフィードバックすることによって、その教育研究活動等の改善・向上に資すること。
- 専門職大学『学士課程』の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育研究活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、説明責任を果たすこと。

Ⅲ 専門職大学分野別認証評価の基本的方針

専門職大学の特色は、次の五点にまとめられます。

- ① 卒業必要単位の三分の一以上の「実習・実技」の授業によって、「実践力」を涵養する。
- ② 研究者教員と実務の経験等を有する教員による小人数授業（原則40人以下）により、理論と実践をバランスよく学ぶ。
- ③ 学外の企業・診療所等における長期実習によって、現場の知識・技能を学ぶ（臨地実務実習）。
- ④ 一つの専門にとどまらない学び（総合科目、展開科目、職業専門科目、基礎科目）によって、「応用力」を涵養する。
- ⑤ 「学士（専門職）」の学位が、卒業生に授与される。

これらの特色に則して、下記のような基本的な方針に基づいて、機構は専門職大学分野別認証評価を実施します。これまでに蓄積してきた専門職大学院分野別認証評価や専修学校（職業実践専門課程）第三者評価の経験を活かすとともに、評価を受けた専門職大学の意見を踏まえた上で、開放的で進化する評価をめざします。

a. 専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に基づく評価

この分野別認証評価は、機構の定める専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に基づいて、専門職大学『学士課程』における教育研究活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。その上で、すべての基準に係る状況を勘案して、専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合しているか否かを判定します。さらに、その結果を踏まえて、専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合しているか否かの認定を行います。

b. 学修成果を中心とした評価

人生100年時代を迎え、生涯にわたり自らの資質を向上させる自主的・自律的な学修活動を推進する能力が求められています。専門職大学に期待されている学修成果は「職務遂行能力」です。職務遂行能力には、①知識・技能、②人間力：思考力（批判的思考力と創造的思考力）、判断力、表現力、③主体的に多様な人々と協働して学ぶ態度・力：主体性、多様性、協働性の三要素が含まれます。学修者本位の教育が重要視される中で、学生の身につけた知識・技能、経験の質の重要性を踏まえて、学修成果を中心として専門職大学『学士課程』の教育研究活動等の状況について評価を実施します。このために、学生をはじめ卒業生、雇用者等の各種関係者からの意見聴取などの参画を求めて評価を実施します。

c. 個性の伸長と質の改善・向上に資する評価

この分野別認証評価は、機構の定める専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に基づいて実施されますが、その判断にあたっては、専門職大学『学士課程』の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して専門職大学『学士課程』が有する「目的」を踏まえつつ実施します。ここでいう「目的」とは、専門職大学『学士課程』の使命、教育上の理念、育成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をさします。

質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について「優れた点」あるいは「特色ある点」として明示します。質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、「改善が望ましい点」あるいは「改善を要する点」として指摘します。「改善を要する点」と指摘した事項に対する対応状況は継続的に確認します。

d. 内部質保証を重視した評価

専門職大学『学士課程』が、自ら教育研究活動等について継続的に点検・評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図ることを「内部質保証」と位置づけて、内部質保証の体制が整備され機能していることを重点的に評価します。

e. ピア・レビューによる公正な評価

専門職大学『学士課程』における教育研究活動という高度に専門的な分野における評価を適切に実施するために、これらの活動について経験と識見を有する者（ピア）が中心となって評価します。また、社会の幅広い理解と支持が得られるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、専門職大学関係者による利益相反を排除して、公正性を担保します（『専門職大学分野別認証評価 評価実施手引書（リハビリテーション分野）』p. 14）。

f. 国際的な質保証の動向を踏まえ透明性の高い開かれた評価

専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）の策定および評価の実施にあたっては、国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点や手法との整合性をとり、国際的にも活用される評価を行います。

意見申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた専門職大学の意見を踏まえつつ、評価システムの改善を継続的に図ります。

第2章 専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）

高齢化社会の到来に伴うリハビリテーション等の多様な展開の中で、リハビリテーション分野に携わる専門職は、命の大切さを基本とした倫理観を身につける必要があり、基本的な知識・技能の育成とともに、他の医療職との連携および地域医療や福祉制度に関する基本的な知識と理解を深め、身体的および精神的な支援サービスを必要とする対象者（以下「クライアント」とよびます。）の実態把握と生活の質向上を図る能力を有する人材の育成が教育目標となります。

リハビリテーション分野の専門職については、国家資格と密接に関連していることが多いことが、この分野の特性といえます。多くの国家資格が法令により制度化されていますが、その規定に合致する知識・技能を身につけることが可能となるような科目が必要です。近年、この分野では、グループ医療が重視され、他の医療職との連携による相互のコミュニケーションが不可欠です。このような観点から、コミュニケーション能力の育成もこの分野の重要な要素となります。さらに、この分野の専門職が対象とする個々のクライアントの状況を的確に把握するためには、クライアントとのコミュニケーションに加えて、データ分析能力を養うことも重要です。この分野の情報の性格上、情報リテラシーや個人情報保護の重要性を学ぶことも不可欠です。学生一人ひとりが、自らが掲げる目標（キャリアデザイン等）の実現に向けて、臨地実務実習においては、上記の知識・技能を実践的に学ぶ機会が創出されていることが必要です。

この分野別認証評価は、専門職大学『学士課程』ごとに専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）（以下「評価基準」とよびます。）に沿って実施されます。評価基準は、学修者本位の教育活動を中心として、教育研究活動等の状況を評価するために、「領域Ⅰ 専門職大学（リハビリテーション分野）の目的および学修成果」「領域Ⅱ 教育課程および教育方法」「領域Ⅲ 教育研究実施組織」「領域Ⅳ 学修環境」「領域Ⅴ 内部質保証」の5領域に分類される22基準から構成されています。

これらの評価基準は、専門職大学『学士課程』における教育研究活動を中心として、専門職大学設置基準等の法令適合性を含めて、専門職大学（リハビリテーション分野）として適合していることが必要と考えられる内容を示したものです。評価は、基準ごとの分析、整理も踏まえた上で、その内容を満たしているか否かの判断を行います。

「領域Ⅰ 専門職大学（リハビリテーション分野）の目的および学修成果」と「領域Ⅴ 内部質保証」に係る基準のうち評価基準で定めるものについては、「重点評価項目」として位置づけています。また、各基準を判断する上での具体的な方針となる「判断指針」を設けてあります。

この専門職大学分野別認証評価（リハビリテーション分野）は、専門職大学の目的に照らして行われることとなります。この目的とは、人材育成に関する目的その他教育研究上の目的をさします。したがって、専門職大学の目的、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、学生が身につけるべき職務遂行能力に則して作成される必要があります。

各評価基準の状況を社会に向けて明確に示すためには、それぞれの基準について複数の分析観点に基づいて評価する必要があります。各分析観点の内容や、分析のために必要と考えられる根拠資料・データについては、『専門職大学分野別認証評価 自己評価実施要項（リハビリテーション分野）』pp. 15-34を参照ください。対象専門職大学の自己評価においては、原則として、すべての基準および分析観点に係る状況の分析結果を自己評価報告書に記載してください。

<p>領域Ⅰ 専門職大学の目的および学修成果</p>
<p>基準Ⅰ-1 専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命に則して、目的が適切に設定されていること。この目的には、当該専門職大学の育成しようとしている人材像および個性・特色が明確に示されていること。</p>
<p>基準Ⅰ-2 【重点評価項目】専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている人材育成がなされていること。</p>

判断指針

基準Ⅰ-1では、専門職大学（リハビリテーション分野）の目的が、適切に設定され、育成しようとする人材像その他の教育研究上の方向性を明示していることを確認します。

基準Ⅰ-2では、卒業時の状況（単位修得・卒業状況、資格取得等の状況、授業評価等学生からの意見聴取の結果）、卒業生の進路の状況等の実績や成果、および卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっているか否かを判断します。

<p>領域Ⅱ 教育課程および教育方法</p>
<p>基準Ⅱ-1 リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。</p>
<p>基準Ⅱ-2 リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした倫理観を身につけ、他の医療職と協調しつつクライアントの実態把握と生活の質向上を図る能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等）の養成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。</p>
<p>基準Ⅱ-3 協調性をもちつつ人間理解に富みデータ分析能力を備えたりハビリテーション専門職の育成をめざして、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準および関連法令に適合するものであること。</p>
<p>基準Ⅱ-4 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、リハビリテーション分野の人材育成目標に則して適切に運用されていること。</p>
<p>基準Ⅱ-5 他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養が重視されていること。</p>
<p>基準Ⅱ-6 リハビリテーション分野の人材育成目標を反映した授業形態（講義、演習、実習等）が、採用されていること。また、インターンシップ、客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。</p>
<p>基準Ⅱ-7 公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。</p>
<p>基準Ⅱ-8 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。</p>
<p>基準Ⅱ-9 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。</p>

判断指針

基準Ⅱ-1では、卒業認定・学位授与方針が、リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、学生の身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示されているか否かを判断します。

基準Ⅱ-2では、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成方針、教育方法に関する方針、学修成果の評価方針等が、リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした倫理観を身につけ、他の医療職と協調しつつクライアントの実態把握と生活の質向上を図る能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等）の養成をめざして、具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

基準Ⅱ-3では、教育課程の編成および授業科目の内容が、協調性をもちつつ人間理解に富みデータ分析能力を備えたりハビリテーション専門職の育成をめざして、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、体系的かつ相応しい水準であるか否かを判断します。基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の開設状況および実習・実技（病院や診療所等における臨地実務実習の実施状況は基準Ⅱ-4で評価します。）の実施状況をシラバスの記載内容等から確認し判断します。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準および関連法令等（言語聴覚士養成施設指定規則あるいは理学療法士作業療法士養成施設指定規則）に定める規定から外れるものでないかを確認し判断します。

基準Ⅱ-4では、臨地実務実習について、リハビリテーション分野の人材育成目標に則して、実習先の選定、実習内容、成績評価等が適切に実施されていることを確認し判断します。

基準Ⅱ-5では、他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力養成の工夫を確認し判断します。

基準Ⅱ-6では、リハビリテーション分野の人材育成目標を反映した授業形態（講義、演習、実習等）が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、同時に授業を行う学生数、履修登録科目に関する単位の上限設定（CAP制）等について、適切であるか否かを判断します。講義に加えて、討論、演習、グループ学習、事例研究、現地調査、インターンシップ等による双方向・多方向の授業等、各授業科目が設定した教育目標の達成に適した教育方法が導入されているか否かを判断します。また、インターンシップや客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていることを確認し判断します。

基準Ⅱ-7では、成績評価基準が学生に周知され、その基準にしたがって成績評価、単位認定が実施されているか否か、さらに、客観的かつ厳正な成績評価を実施するために、成績評価の適切性の確認や異議申立ての仕組みが組織的に設けられているか否かを判断します。

基準Ⅱ-8では、卒業認定・学位授与方針に基づいて、卒業要件が策定され、評価基準が明確であり、それらが学生に周知され、卒業認定が適切に実施されているか否かを判断します。

基準Ⅱ-9では、教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められているか否かを判断します。また、教育課程連携協議会の構成員や開催状況が適切か否かを議事要旨等から判断するとともに、議論内容の反映状況を確認します。

領域Ⅲ 教育研究実施組織

- 基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
- 基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。
- 基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

判断指針

基準Ⅲ-1では、教育研究実施組織が、専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命を遂行するために、適切な形で設置あるいは整備されていることを確認するとともに、学校教育法、専門職大学設置基準等の関係法令に定められた要件を具備していることを確認し判断します。特に、実務の経験等を有する教員については、その数や教育研究能力を確認し判断します。

基準Ⅲ-2では、教育研究実施組織を有効に機能させ、教育研究活動等を展開していくために、重要事項を審議する会議が置かれ、必要な活動を行なっているか否かを判断します。

*「重要事項を審議する会議」とは、教育課程、教育方法、成績評価、卒業認定、入学者選抜および教員の人事等に関する重要事項をいう。

基準Ⅲ-3では、専門職大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組（スタッフ・ディベロップメント等）が実施されているか否かを判断します。

領域Ⅳ 学修環境

- 基準Ⅳ-1 学修環境の維持・向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。
- 基準Ⅳ-2 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
- 基準Ⅳ-3 教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、管理運営体制が整備されていること。
- 基準Ⅳ-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。
- 基準Ⅳ-5 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。

判断指針

基準Ⅳ-1では、専門職大学（リハビリテーション分野）の理念、使命および育成しようとする人材像に則して、入学者受入方針に沿った公正かつ適切な体制・方法の下で、入学者選抜が実施されているか否かを判断します。さらに、収容定員に対する在籍者数が適正な数となっているか、入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否か、授業実施にあたり入学者数が適正な規模となっているか否かを判断します。

基準IV-2では、必要な施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）および自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法等を考慮して、適切に整備されているか否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断します。また、学修のための資料、文献、インターネット資源等を効果的に利用できる学術情報環境の整備・活用状況を確認し判断します。

*ICT（Information and Communication Technology）とは、情報・通信に関する技術一般の総称。

基準IV-3では、教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立されており、それらの管理運営体制が整備され機能していることを確認し判断します。

基準IV-4では、ガイダンス等が適切に実施され、学生のニーズに則した履修指導や学修相談の体制が整備され、活用されているか否かについて判断します。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学修支援の実施状況について確認し判断します。

基準IV-5では、学生に対する生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対する支援が適切に行われているか否かを判断します。

領域V 内部質保証
基準V-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られていること。
基準V-2 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされていること。
基準V-3 リハビリテーション分野専門職大学の教育に資する研究のあり方を踏まえて、リハビリテーション関連の学術的研究、リハビリテーションに関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。

判断指針

基準V-1では、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善・向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されていることを確認します。その上で、教育研究環境に係る事項および教育課程とその学修成果について、組織としてその状況を把握し、改善・向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が明確化され、その手順に基づいて適切に実施されているか否かを判断します。さらに、自己点検・評価の結果、教育研究活動等に改善すべき点があった場合には、対応計画を策定し、それらに基づいて取組を実施し、その効果等を検証しているか否かを判断します。

*教育課程連携協議会については、基準II-9で評価します。

基準V-2では、専門職大学（リハビリテーション分野）の目的、教育に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育の実施体制、教育課程および学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する基本的な情報（学校教育法施行規則第七十二条の二に規定される事項を含む。）、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。さらに、社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制を確認します。

基準V-3では、教員（実務の経験等を有する教員も含む。）の採用・昇任に係る規定（教員に必要とされる教育研究上または実務上の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持・向上させるための多様な視点（リハビリテーション関連の教育研究活動、組織運営、社会貢献、他医療職との関わり等）からの教員評価の仕組み、ならびにリハビリテーション関連の教育研究能力を向上させるための組織的取組（ファカルティ・ディベロップメント等）の状況を分析して、教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員および指導補助者の質を維持・向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

*スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準III-3で評価します。

第3章 専門職大学分野別認証評価（リハビリテーション分野） の実施体制・方法等

専門職大学分野別認証評価（リハビリテーション分野）は、申請のあった専門職大学（以下「対象専門職大学」とよびます。）を対象として実施するものです。対象専門職大学は、別に定める『専門職大学分野別認証評価 自己評価実施要項（リハビリテーション分野）』に沿って自己評価を行い、その結果を自己評価書としてまとめて、機構に提出します。

機構における評価は、対象専門職大学から提出された自己評価書を分析することによって行われます。

I 実施体制

機構における専門職大学分野別認証評価（リハビリテーション分野）の実施にあたっては、リハビリテーションに関して高く広い見識を有する大学関係者（2名）、リハビリテーション関連職業団体等の関係者（2名）ならびに高等学校、マスコミ、公共団体等の関連団体関係者（1名）から構成される専門職大学分野別認証評価委員会（以下「評価委員会」とよびます。）を設置します。評価委員会委員は、専門職高等教育質保証機構の理事会の議を経て、決定します。

評価委員会は、次の事項を審議し、決定します。

- ① 専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 専門職大学分野別認証評価報告書（リハビリテーション分野）（以下「評価報告書」とよびます。）の作成

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を実施します。機構においては、このように十分な研修を受けた評価委員会委員が評価を実施します。

分野ごとに評価委員会を設置し、必要に応じて分野間の調整を図ることを目的とした「連絡協議会」を設置します。

II 実施方法

専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に定められた基準ごとに、対象専門職大学から提出された自己評価書の分析および必要事項の確認（書面調査）ならびに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえて、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明示します。改善を要する点が認められた基準については「満たしていない。」と判断します。

すべての基準を満たしている場合、「専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合している。」と判定します。満たしていない基準があった場合には、すべての基準に係る状況を勘案して、専門職大学（リハビリテーション分野）として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況が、確認できた場合には「専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合している。」と、確認できない場合には「専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合していない。」と判定します。なお、重点評価項目を満たしていな

い場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合していない。」と判定します。

評価結果においては、それぞれの基準を満たしているか否かの判断および評価基準に適合しているか否かの判定に併せて、領域ごとに、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点）を指摘します。

a. 機構における評価方法

専門職大学分野別認証評価（リハビリテーション分野）は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『専門職大学分野別認証評価 評価実施手引書（リハビリテーション分野）』に沿って、専門職大学から提出された自己評価書（提出された根拠資料・データを含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データの分析を行います。訪問調査は、別に定める『専門職大学分野別認証評価 評価実施手引書（リハビリテーション分野）』に沿って、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議し、評価結果（案）が取りまとめられます。

b. 意見申立てと評価結果の確定

評価結果は、専門職大学（リハビリテーション分野）における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象専門職大学に通知し、その内容等に対する意見申立ての機会を設けます。意見申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

意見申立てのうち、「専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合していない。」との判断に対する意見申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設置し、審議を行います。その議を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

III 評価結果の公表

評価結果は、専門職大学分野別認証評価報告書（リハビリテーション分野）として公表します。この評価報告書は、対象専門職大学およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行および機構ウェブサイト（<https://qaphe.com/>）への掲載等により、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、対象専門職大学から提出された自己評価書（別添で提出された根拠資料・データを除きます。）を機構ウェブサイトに掲載します。

IV 実施時期とスケジュール

分野別認証評価を希望する専門職大学（リハビリテーション分野）は、評価の実施を希望する前年度の12月末までに、別に定める様式に沿って、機構に申請することが必要です（なお、2023年度実施については、別に定めるスケジュールとなります）。専門職大学（リハビリテーション分野）は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けることが義務づけられています。なお、追評価を受けた専門職大学に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとします。

専門職大学（リハビリテーション分野）から評価の申請受付から、評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。なお、「満たしていない。」と判断された基準がある専門職大学については、評価実施年度の翌年度以降に、改善状況を確認します。

評価申請年度

12月末	専門職大学分野別認証評価（リハビリテーション分野）の申請受付締切
1～2月	対象専門職大学の自己評価担当者等に対する研修

評価実施年度

7月～8月	機構の評価担当者の研修
8月末	対象専門職大学から自己評価書の提出締切
9月～	書面調査および訪問調査
12月末	評価結果を確定する前に対象専門職大学に通知
1月末	対象専門職大学からの意見申立ての受付締切
3月上旬	専門職大学分野別認証評価結果の確定、公表

評価実施年度の翌年度以降（「満たしていない。」と判断された基準がある専門職大学）

8月末	対象専門職大学から改善状況報告書の提出締切
3月上旬	改善状況報告書に対する評価結果の確定、公表

V 評価実施後の専門職大学における教育研究活動等の質の確保

機構の評価を受けた専門職大学（リハビリテーション分野）が、次の分野別認証評価（他の分野別認証評価機関による評価を含みます。）を受けるまでの間に、教育課程または教員組織に重要な変更を行った場合には、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第三条第二項（p. 17）に基づき、変更に係る事項について当該専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じて公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

「専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合している。」と判断された専門職大学で、「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行うこととします。機構の評価委員会において、その対応状況を検討し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。

VI 情報公開

機構は、社会と専門職大学の双方に開かれた組織であるとともに、評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このことから、専門職大学評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第百六十九条第一項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、機構ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。

VII 評価手数料

評価を実施するにあたっては、別に定めるところにより、評価手数料を徴収します。

VIII 追評価

「専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合していない。」と判定された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、「適合していない。」と判定された根拠となった基準に限定して追評価を受けることができます。

この追評価において、当該基準を「満たしている。」と判断された場合には、先の評価と併せて、全体として「専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）に適合している。」と認め、その旨を公表します。

IX 専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）等の変更手続き

機構は、評価を受けた専門職大学や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえて、適宜評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

専門職大学分野別認証評価基準（リハビリテーション分野）や評価方法、その他評価に必要な事項を変更する場合には、機構は検討委員会を設置し諮問します。この検討委員会の構成員は、大学・専門職大学関係者（評価経験者）、関連職業団体関係者、高等学校進路指導関係者等です。この検討委員会の案は、パブリックコメント等を経て、最終的には評価委員会において審議し、理事会で決定します。

参考資料 専門職大学分野別認証評価関係法令

○学校教育法（抄）（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）施行日：令和四年六月二十二日（令和四年法律七十七号による改正）

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

- 2 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。
- 3 専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程*を置くことができない。

*医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程

第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。
- 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
- 6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
 - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
 - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

○**学校教育法施行令（抄）**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）施行日：令和三年四月一日（令和元年政令二十八号による改正）

第四十条 法第九十九条第二項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第九十九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

○**専門職大学設置基準（抄）**（平成二十九年文部科学省令第三十三号）施行日：令和四年十月一日（令和四年文部科学省令第三十四号による改正）

（教育課程の編成方針）

第九条 専門職大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

（教育課程連携協議会）

第十条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者

五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であつて学長が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

- 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
(抄) (平成十六年三月十二日 文部科学省令第七号) 施行日：令和四年十月一日 (令和四年文部科学省令第三十四号による改正)

第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ適合していること。
 - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
 - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
 - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
 - 五 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る。）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教育研究実施組織等に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - ニ 施設及び設備に関すること。
 - ホ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 - ヘ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - ト 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - チ 財務に関すること。
 - リ イからチまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
 - 二 前号トに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。
 - 三 設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十四条に規定する調査をいう。）の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。
 - 四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究実施組織等に関すること。
 - ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十条若しくは専門職短期大学設置基準第七条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。
 - ハ 施設及び設備に関すること。
 - ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。
- 二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。
- 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。
- 五 法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則第百六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
- 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
- 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教育研究実施組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

一般社団法人

専門職高等教育質保証機構

〒106-0032

東京都港区六本木6-5-17

Phone 03-3403-3432

Mobile 070-4816-1286

URL <https://qaphe.com>

専門職大学分野別認証評価
評価基準要綱
(ファッションビジネス分野)

(案)



令和 年 月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

はじめに

デジタル化やグローバル化の進展にともなって、産業構造や雇用などを含めた社会全体のあり方が大きく変化しています。このように激変する社会環境に対応するために、優れた専門技能等を身につけ、新たな価値の創造に貢献する専門職業人材の育成を目的とする高等教育機関として、専門職大学が発足しました（2019年）。育成すべき専門職業人材とは、高度な実践力（理論に裏づけられた高度な実践力によって、専門業務を引率できる。）、豊かな創造力（社会の変化に対応して、新たなモノやサービスを作り出すことができる。）および豊かな人間性と職業倫理を備えた人材です。

専門職大学は、大学制度の中に位置づけられ、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力（職務遂行能力）を具備した人材の育成を目的としています。専門職大学は、その教育研究水準の維持向上に資するために、文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による認証評価（分野別認証評価および機関別認証評価）を受審することが義務づけられています。（学校教育法第百九条第二項および第三項）。

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）の実施する専門職大学分野別認証評価は、「専門職大学『学士課程』の教育研究水準の維持向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する。」ことを目的として実施するものです。したがって、評価実施にあたっては、専門職大学『学士課程』の個性や特徴が十分発揮できるように、それが有する「目的」を踏まえて行われます。

この『専門職大学分野別認証評価 評価基準要綱（ファッションビジネス分野）』は、専門職大学（ファッションビジネス分野）の教育研究等の状況に関する評価について、基本的方針、評価基準および評価方法を示したものです。専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）は、学修成果（養成される職務遂行能力）および内部質保証を中心として、専門職大学設置基準に規定されている内容を踏まえて設定されており、21基準で構成され、関係する基準を5領域に分類して表示されています。

各基準は、専門職大学（ファッションビジネス分野）の教育研究活動等が専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に適合している旨の認定をする際に、専門職大学『学士課程』の目的に照らして、教育研究活動等の状況を多面的に分析するための内容となっています。評価を受ける専門職大学においては、すべての基準に係る状況について、自己評価することが求められます。機構では、対象専門職大学から提出された自己評価書を分析し、各基準を満たしているか、優れた点や改善を要する点等があるか、などの評価を行います。さらに、すべての基準に係る状況を勘案して、専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に適合しているか否かの判定を行います。

この『専門職大学分野別認証評価 評価基準要綱（ファッションビジネス分野）』のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、専門職大学が自己評価を実施するにあたっての実施要項『専門職大学分野別認証評価 自己評価実施要項（ファッションビジネス分野）』や、機構の評価担当者が評価を行う際に用いる手引書『専門職大学分野別認証評価 評価実施手引書（ファッションビジネス分野）』も作成してあります。

目 次

はじめに	i
第1章 専門職大学分野別認証評価（総論）		
I 分野別認証評価と機関別認証評価の相違点	1
II 専門職大学分野別認証評価の目的	1
III 専門職大学分野別認証評価の基本的方針	2
第2章 専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）	4
領域I 専門職大学（ファッションビジネス分野）の目的および学修成果	5
領域II 教育課程および教育方法	5
領域III 教育研究実施組織	7
領域IV 学修環境	7
領域V 内部質保証	8
第3章 専門職大学分野別認証評価（ファッションビジネス分野）の実施体制・方法等		
I 実施体制	10
II 実施方法	10
III 評価結果の公表	11
IV 実施時期とスケジュール	11
V 評価実施後の専門職大学における教育研究活動等の質の確保	12
VI 情報公開	12
VII 評価手数料	13
VIII 追評価	13
IX 専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）等の変更手続き	13
参考資料 専門職大学分野別認証評価関係法令	14

第1章 専門職大学分野別認証評価（総論）

専門職大学は、その教育研究等の水準の改善・向上を図るために、第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を定期的に行うことが、国際的な流れとなっており、学校教育法により義務化されています。専門職大学認証評価には、分野別認証評価と機関別認証評価の二種類があります。

I 分野別認証評価と機関別認証評価の相違点

分野別認証評価は、専門職大学『学士課程』における教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに実施するものです。機関別認証評価は、専門職大学における教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに実施するものです。両者の比較概要は、下表をご参照ください。

分野別認証評価（5年以内に1回）	機関別認証評価（7年以内に1回）
イ 教育研究実施組織等に関する事。ロ 教育課程に関する事（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十条若しくは専門職短期大学設置基準第七条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関する事を含む。）。ハ 施設及び設備に関する事。ニ 学修の成果に関する事（進路に関する事を含む。）。ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関する事。	イ 教育研究上の基本となる組織に関する事。ロ 教育研究実施組織等に関する事。ハ 教育課程に関する事。ニ 施設及び設備に関する事。ホ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事。ヘ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事。ト 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事（重点的に認証評価を行う事）。チ 財務に関する事。リ イからチまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事。

参考資料 専門職大学分野別認証評価関係法令 p. 16-17

II 専門職大学分野別認証評価の目的

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）が専門職大学（ファッションビジネス分野）からの求めに応じて実施する専門職大学分野別認証評価（以下「分野別認証評価」とよびます。）は、専門職大学『学士課程』の教育研究等の水準の改善・向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するために、以下のことを目的としています。

- 機構が定める専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に基づいて、専門職大学『学士課程』を定期的に評価することによって、その教育研究活動等の質を保証すること。

- 専門職大学『学士課程』の教育研究活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該専門職大学にフィードバックすることによって、その教育研究活動等の改善・向上に資すること。
- 専門職大学『学士課程』の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育研究活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、説明責任を果たすこと。

Ⅲ 専門職大学分野別認証評価の基本的方針

専門職大学の特色は、次の五点にまとめられます。

- ① 卒業必要単位の三分の一以上の「実習・実技」の授業によって、「実践力」を涵養する。
- ② 研究者教員と実務の経験等を有する教員による小人数授業（原則40人以下）により、理論と実践をバランスよく学ぶ。
- ③ 学外の企業・診療所等における長期実習によって、現場の知識・技能を学ぶ（臨地実務実習）。
- ④ 一つの専門にとどまらない学び（総合科目、展開科目、職業専門科目、基礎科目）によって、「応用力」を涵養する。
- ⑤ 「学士（専門職）」の学位が、卒業生に授与される。

これらの特色に則して、下記のような基本的な方針に基づいて、機構は専門職大学分野別認証評価（ファッションビジネス分野）を実施します。これまでに蓄積してきた専門職大学院分野別認証評価や専修学校（職業実践専門課程）第三者評価の経験を活かすとともに、評価を受けた専門職大学の意見を踏まえた上で、開放的で進化する評価をめざします。

a. 専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に基づく評価

この分野別認証評価は、機構の定める専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に基づいて、専門職大学『学士課程』における教育研究活動等について、基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施されます。その上で、すべての基準に係る状況を勘案して、専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に適合しているか否かを判定します。さらに、その結果を踏まえて、専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合しているか否かの認定を行います。

b. 学修成果を中心とした評価

人生100年時代を迎え、生涯にわたり自らの資質を向上させる自主的・自律的な学修活動を推進する能力が求められています。専門職大学に期待されている学修成果は「職務遂行能力」です。職務遂行能力には、①知識・技能、②人間力：思考力（批判的思考力と創造的思考力）、判断力、表現力、③主体的に多様な人々と協働して学ぶ態度・力：主体性、多様性、協働性の三要素が含まれます。学修者本位の教育が重要視される中で、学生の身につけた知識・技能、経験の質の重要性を踏まえて、学修成果を中心として専門職大学『学士課程』の教育研究活動等の状況について評価を実施します。このために、学生をはじめ卒業生、雇用者等の各種関係者からの意見聴取などの参画を求めて評価を実施します。

c. 個性の伸長と質の改善・向上に資する評価

この分野別認証評価は、機構の定める専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に基づいて実施されますが、その判断にあたっては、専門職大学『学士課程』の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して専門職大学『学士課程』が有する「目的」を踏まえつつ実施します。ここでいう「目的」とは、専門職大学『学士課程』の使命、教育上の理念、育成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をさします。

質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について「優れた点」あるいは「特色ある点」として明示します。質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、「改善が望ましい点」あるいは「改善を要する点」として指摘します。「改善を要する点」と指摘した事項に対する対応状況は継続的に確認します。

d. 内部質保証を重視した評価

専門職大学『学士課程』が、自ら教育研究活動等について継続的に点検・評価を行い、その結果を改善につなげることにより、その教育研究活動等の質を維持し向上を図ることを「内部質保証」と位置づけて、内部質保証の体制が整備され機能していることを重点的に評価します。

e. ピア・レビューによる公正な評価

専門職大学『学士課程』における教育研究活動という高度に専門的な分野における評価を適切に実施するために、これらの活動について経験と識見を有する者（ピア）が中心となって評価します。また、社会の幅広い理解と支持が得られるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、専門職大学関係者による利益相反を排除して、公正性を担保します（『専門職大学分野別認証評価 評価実施手引書（ファッションビジネス分野）』p. 14）。

f. 国際的な質保証の動向を踏まえ透明性の高い開かれた評価

専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）の策定および評価の実施にあたっては、国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点や手法との整合性をとり、国際的にも活用される評価を行います。

意見申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた専門職大学の意見を踏まえつつ、評価システムの改善を継続的に図ります。

第2章 専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）

専門職大学（ファッションビジネス分野）の教育目標は、ファッション業界の各部門で必要な知識・技能に加えて、国内外の服装文化・マーケットの動向把握と関係者のニーズに応える能力を備えた人材の育成です。このため、他の関係職（美容、映像等）との連携および地域や関連制度に関する基本的な知識と理解を涵養させるとともに、社会人として必要な基礎能力（論理的思考力、コミュニケーション力、協調性等）を修得させる教育によって、専門職大学（ファッションビジネス分野）として適切な水準を維持することが必要です。特に、この分野においては、単なるクライアントとのコミュニケーション能力のみならず、海外ブランドなどの動向をいち早く的確に把握する必要があり、グローバルな視点から母国語以外の言語による情報収集能力やコミュニケーション能力も不可欠となります。また、収集した情報を分析する能力も必要です。この分野の職種は、販売職の他にも、クリエイティブ職（デザイナー、パタンナー）、オフィス職（宣伝、マーケティング、品質管理、物流などの担当者）などが存在し、これらの専門職間での情報共有のための協調性も不可欠となります。学修者本位の教育が強調されている状況下で、学生一人ひとりが、自らが掲げる目標（キャリアデザイン等）の実現に向けて、上記の職種に適応したマネジメント系、マーケティング系、クリエイティブ系の科目をバランスよく学修することが重要です。臨地実務実習においては、上記の知識・技能を実践的に学ぶ機会が創出されていることが必要です。

この分野別認証評価は、専門職大学『学士課程』ごとに専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）（以下「評価基準」とよびます。）に沿って実施されます。評価基準は、学修者本位の教育活動を中心として、教育研究活動等の状況を評価するために、「領域Ⅰ 専門職大学（ファッションビジネス分野）の目的および学修成果」「領域Ⅱ 教育課程および教育方法」「領域Ⅲ 教育研究実施組織」「領域Ⅳ 学修環境」「領域Ⅴ 内部質保証」の5領域に分類される21基準から構成されています。

これらの評価基準は、専門職大学『学士課程』における教育研究活動を中心として、専門職大学設置基準等の法令適合性を含めて、専門職大学（ファッションビジネス分野）として適合していることが必要と考えられる内容を示したものです。評価は、基準ごとの分析、整理も踏まえた上で、その内容を満たしているか否かの判断を行います。

「領域Ⅰ 専門職大学（ファッションビジネス分野）の目的および学修成果」と「領域Ⅴ 内部質保証」に係る基準のうち評価基準で定めるものについては、「重点評価項目」として位置づけています。また、各基準を判断する上での具体的な方針となる「判断指針」を設けてあります。

この専門職大学分野別認証評価（ファッションビジネス分野）は、専門職大学の目的に照らして行われることとなります。この目的とは、人材育成に関する目的その他教育研究上の目的をさします。したがって、専門職大学の目的、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、学生が身につけるべき職務遂行能力に則して作成される必要があります。

各評価基準の状況を社会に向けて明確に示すためには、それぞれの基準について複数の分析観点に基づいて評価する必要があります。各分析観点の内容や、分析のために必要と考えられる根拠資料・データについては、『専門職大学分野別認証評価 自己評価実施要項（ファッションビジネス分野）』pp. 15-34を参照ください。対象専門職大学の自己評価においては、原則として、すべての基準および分析観点に係る状況の分析結果を自己評価書に記載してください。

領域Ⅰ 専門職大学（ファッションビジネス分野）の目的および学修成果
<p>基準Ⅰ-1 専門職大学（ファッションビジネス分野）が担う使命に則して、目的が適切に設定されていること。この目的には、当該専門職大学の育成しようとする人材像および個性・特色が明確に示されていること。</p> <p>基準Ⅰ-2 【重点評価項目】専門職大学（ファッションビジネス分野）に求められている人材育成がなされていること。</p>

判断指針

基準Ⅰ-1では、専門職大学（ファッションビジネス分野）の目的が、適切に設定され、育成しようとする人材像その他の教育研究上の方向性を明示していることを確認します。

基準Ⅰ-2では、卒業時の状況（単位修得・卒業状況、資格取得等の状況、授業評価等学生からの意見聴取の結果）、卒業生の進路の状況等の実績や成果、および卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、専門職大学（ファッションビジネス分野）に求められている学修成果があがっているか否かを判断します。

領域Ⅱ 教育課程および教育方法
<p>基準Ⅱ-1 ファッション領域に新しい価値やサービスを産み出しイノベーションを起こせる人材育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。</p> <p>基準Ⅱ-2 ファッション領域に新しい価値やサービスを産み出しイノベーションを起こせる人材に求められる能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等）の養成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。</p> <p>基準Ⅱ-3 ファッションビジネスに関連する企業経営または技術経営に必要な専門的知識（ファッションデザイン、販売企画戦略、広告、マーケティング、デジタルツールの活用等）、専門職業の現場で必要とされる能力を修得させるとともに高い職業倫理観およびグローバルな視野をもつ専門職業人の育成を目標として、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準に適合するものであること。</p> <p>基準Ⅱ-4 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、ファッションビジネス分野の人材育成目標に則して適切に運用されていること。</p> <p>基準Ⅱ-5 ファッションビジネス分野の人材育成目標を反映した適切な授業形態（講義、演習、実習等）が、採用されていること。また、インターンシップや客員・外部講師などファッションビジネス分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。</p> <p>基準Ⅱ-6 公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。</p> <p>基準Ⅱ-7 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。</p> <p>基準Ⅱ-8 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。</p>

判断指針

基準Ⅱ-1では、卒業認定・学位授与方針が、ファッション領域に新しい価値やサービスを産み出しイノベーションを起こせる人材育成をめざして、学生の身につけるべき資質・能力の目標が具体的かつ明確に示されているか否かを判断します。

基準Ⅱ-2では、教育課程編成・実施方針が卒業認定・学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成方針、教育方法に関する方針、学修成果の評価方針等が、ファッション領域に新しい価値やサービスを産み出しイノベーションを起こせる人材に求められる能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等）の養成をめざして、具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

基準Ⅱ-3では、ファッションビジネスに関連する企業経営または技術経営に必要な専門的知識（ファッションデザイン、販売企画戦略、広告、マーケティング、デジタルツールの活用等）、ファッション関連職業の現場で必要とされる能力を修得させるとともに高い職業倫理観およびグローバルな視野をもつ専門職業人の育成をめざして、教育課程の編成および授業科目の内容が、体系的かつ相応しい水準であるか否かを判断します。基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の開設状況および実習・実技（ファッションビジネス分野関連企業等や繊維産地への現地調査による臨地実務実習の実施状況は基準Ⅱ-4で評価します。）の実施状況をシラバスの記載内容等から確認し判断します。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準に定める規定から外れるものでないかを確認し判断します。

基準Ⅱ-4では、臨地実務実習について、ファッションビジネス分野の人材育成目標に則して、実習先の選定、実習内容、成績評価等が適切に実施されていることを確認し判断します。

基準Ⅱ-5では、ファッションビジネス分野の人材育成目標を反映した授業形態（講義、演習、実習等）が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、同時に授業を行う学生数、履修登録科目に関する単位の上限設定（CAP制）等について、適切であるか否かを判断します。講義に加えて、討論、演習、グループ学習、事例研究、現地調査、インターンシップ等による双方向・多方向の授業等、各授業科目が設定した教育目標の達成に適した教育方法が導入されているか否かを判断します。また、インターンシップや客員・外部講師などファッションビジネス分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていることを確認し判断します。

基準Ⅱ-6では、成績評価基準が学生に周知され、その基準にしたがって成績評価、単位認定が実施されているか否か、さらに、客観的かつ厳正な成績評価を実施するために、成績評価の適切性の確認や異議申立ての仕組みが組織的に設けられているか否かを判断します。

基準Ⅱ-7では、卒業認定・学位授与方針に基づいて、卒業要件が策定され、評価基準が明確であり、それらが学生に周知され、卒業認定が適切に実施されているか否かを判断します。

基準Ⅱ-8では、教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められているか否かを判断します。また、教育課程連携協議会の構成員や開催状況が適切か否かを議事要旨等から判断するとともに、議論内容の反映状況を確認します。

<p>領域Ⅲ 教育研究実施組織</p>
<p>基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、専門職大学（ファッションビジネス分野）が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。</p>
<p>基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。</p>
<p>基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。</p>

判断指針

基準Ⅲ-1では、教育研究実施組織が、専門職大学（ファッションビジネス分野）が担う使命を遂行するために、適切な形で設置あるいは整備されていることを確認するとともに、学校教育法、専門職大学設置基準等の関係法令に定められた要件を具備していることを確認し判断します。特に、実務の経験等を有する教員については、その数や教育研究能力を確認し判断します。

基準Ⅲ-2では、教育研究実施組織を有効に機能させ、教育研究活動等を展開していくために、重要事項を審議する会議が置かれ、必要な活動を行なっているか否かを判断します。

*「重要事項を審議する会議」とは、教育課程、教育方法、成績評価、卒業認定、入学者選抜および教員の人事等に関する重要事項をいう。

基準Ⅲ-3では、専門職大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組（スタッフ・ディベロップメント等）が実施されているか否かを判断します。

<p>領域Ⅳ 学修環境</p>
<p>基準Ⅳ-1 学修環境の維持・向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。</p>
<p>基準Ⅳ-2 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。</p>
<p>基準Ⅳ-3 教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、管理運営体制が整備され機能していること。</p>
<p>基準Ⅳ-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。</p>
<p>基準Ⅳ-5 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。</p>

判断指針

基準Ⅳ-1では、専門職大学（ファッションビジネス分野）の理念、使命および育成しようとする人材像に則して、入学者受入方針に沿った公正かつ適切な体制・方法の下で、入学者選抜が実施されているか否かを判断します。さらに、収容定員に対する在籍者数が適正な数となっているか、入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否か、授業実施にあたり入学者数が適正な規模となっているか否かを判断します。

基準IV-2では、必要な施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）および自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法等を考慮して、適切に整備されているか否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断します。また、学修のための資料、文献、インターネット資源等を効果的に利用できる学術情報環境の整備・活用状況を確認し判断します。

*ICT（Information and Communication Technology）とは、情報・通信に関する技術一般の総称。

基準IV-3では、教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立されており、それらの管理運営体制が整備され機能していることを確認し判断します。

基準IV-4では、ガイダンス等が適切に実施され、学生のニーズに則した履修指導や学修相談の体制が整備され、活用されているか否かについて判断します。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学修支援の実施状況について確認し判断します。

基準IV-5では、学生に対する生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対する支援が適切に行われているか否かを判断します。

<p>領域V 内部質保証</p> <p>基準V-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られていること。</p> <p>基準V-2 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされていること。</p> <p>基準V-3 専門職大学（ファッションビジネス分野）の教育に資する研究のあり方を踏まえて、ファッションビジネス関連の学術的研究、ファッションに関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。</p>

判断指針

基準V-1では、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善・向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されていることを確認します。その上で、教育研究環境に係る事項および教育課程とその学修成果について、組織としてその状況を把握し、改善・向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が明確化され、その手順に基づいて適切に実施されているか否かを判断します。さらに、自己点検・評価の結果、教育研究活動等に改善すべき点があった場合には、対応計画を策定し、それらに基づいて取組を実施し、その効果等を検証しているか否かを判断します。

*教育課程連携協議会については、基準II-8で評価します。

基準V-2では、専門職大学（ファッションビジネス分野）の目的、教育に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育の実施体制、教育課程および学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する基本的な情報（学校教育法施行規則第七十二条の二に規定される事項を含む。）、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。さらに、社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制を確認します。

基準V-3では、教員（実務の経験等を有する教員も含む。）の採用・昇任に係る規定（教員に必要とされる教育研究上または実務上の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持・向上させるための多様な視点（ファッションビジネス関連の教育研究活動、組織運営、社会貢献、ファッション産業界との関わり等）からの教員評価の仕組み、ならびにファッションビジネス関連の教育研究能力を向上させるための組織的取組（ファカルティ・ディベロップメント等）の状況を分析して、教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員および指導補助者の質を維持・向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

*スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準Ⅲ-3で評価します。

第3章 専門職大学分野別認証評価（ファッションビジネス分野） の実施体制・方法等

専門職大学分野別認証評価（ファッションビジネス分野）は、申請のあった専門職大学（以下「対象専門職大学」とよびます。）を対象として実施するものです。対象専門職大学は、別に定める『専門職大学分野別認証評価 自己評価実施要項（ファッションビジネス分野）』に沿って自己評価を行い、その結果を自己評価書としてまとめて、機構に提出します。

機構における評価は、対象専門職大学から提出された自己評価書を分析することによって行われます。

I 実施体制

機構における専門職大学分野別認証評価（ファッションビジネス分野）の実施にあたっては、ファッションビジネスに関して高く広い見識を有する大学関係者（2名）、ファッションビジネス関連職業団体等の関係者（2名）ならびに高等学校、マスコミ、公共団体等の関連団体関係者（1名）から構成される専門職大学分野別認証評価委員会（以下「評価委員会」とよびます。）を設置します。評価委員会委員は、専門職高等教育質保証機構の理事会の議を経て、決定します。評価委員会は、次の事項を審議し、決定します。

- ① 専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 専門職大学分野別認証評価報告書（ファッションビジネス分野）（以下「評価報告書」とよびます。）の作成

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、評価の目的、内容および方法等について研修を実施します。機構においては、このように研修を受けた評価委員会委員が評価を実施します。

分野ごとに評価委員会を設置し、必要に応じて分野間の調整を図ることを目的とした「連絡協議会」を設置します。

II 実施方法

専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に定められた基準ごとに、対象専門職大学から提出された自己評価書の分析および必要事項の確認（書面調査）ならびに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえて、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明示します。改善を要する点が認められた基準については「満たしていない。」と判断します。

すべての基準を満たしている場合、「専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に適合している。」と判定します。満たしていない基準があった場合には、すべての基準に係る状況を勘案して、専門職大学（ファッションビジネス分野）として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況が、確認できた場合には「専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に適合している。」と、確認できない場合には「専門職大学分野別認証評価基

準（ファッションビジネス分野）に適合していない。」と判定します。なお、重点評価項目を満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に適合していない。」と判定します。

評価結果においては、それぞれの基準を満たしているか否かの判断および評価基準に適合しているか否かの判定に併せて、領域ごとに、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点）を指摘します。

a. 機構における評価方法

専門職大学分野別認証評価（ファッションビジネス分野）は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『専門職大学分野別認証評価 評価実施手引書（ファッションビジネス分野）』に沿って、対象専門職大学から提出された自己評価書（提出された根拠資料・データを含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データの分析を行います。訪問調査は、別に定める『専門職大学分野別認証評価 評価実施手引書（ファッションビジネス分野）』に沿って、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議し、評価結果（案）が取りまとめられます。

b. 意見申立てと評価結果の確定

評価結果は、専門職大学（ファッションビジネス分野）における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象専門職大学に通知し、その内容等に対する意見申立ての機会を設けます。意見申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

意見申立てのうち、「専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に適合していない。」との判断に対する意見申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設置し、審議を行います。その議を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

III 評価結果の公表

評価結果は、専門職大学分野別認証評価報告書（ファッションビジネス分野）として公表します。この評価報告書は、対象専門職大学およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行および機構ウェブサイト（<https://qaphe.com/>）への掲載等により、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、対象専門職大学から提出された自己評価書（別添で提出された根拠資料・データを除きます。）を機構ウェブサイトに掲載します。

IV 実施時期とスケジュール

分野別認証評価を希望する専門職大学（ファッションビジネス分野）は、評価の実施を希望する前年度の12月末までに、別に定める様式に沿って、機構に申請することが必要です（なお、2023年度実施については、別に定めるスケジュールとなります）。専門職大学（ファッションビジネス分野）は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けることが義務づけられています。なお、追評価を受けた専門職大学（ファッションビジネス分野）に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとします。

専門職大学（ファッションビジネス分野）から評価の申請受付から、評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。なお、「満たしていない。」と判断された基準がある専門職大学については、評価実施年度の翌年度以降に、改善状況を確認します。

評価申請年度

- 12月末 専門職大学分野別認証評価（ファッションビジネス分野）の申請受付締切
- 1～2月 対象専門職大学の自己評価担当者等に対する研修

評価実施年度

- 7月～8月 機構の評価担当者の研修
- 8月末 対象専門職大学から自己評価書の提出締切
- 9月～ 書面調査および訪問調査
- 12月末 評価結果を確定する前に対象専門職大学に通知
- 1月末 対象専門職大学からの意見申立ての受付締切
- 3月上旬 専門職大学分野別認証評価結果の確定、公表

評価実施年度の翌年度以降（「満たしていない。」と判断された基準がある専門職大学）

- 8月末 対象専門職大学から改善状況報告書の提出締切
- 3月上旬 改善状況報告書に対する評価結果の確定、公表

V 評価実施後の専門職大学における教育研究活動等の質の確保

機構の評価を受けた専門職大学（ファッションビジネス分野）が、次の分野別認証評価（他の分野別認証評価機関による評価を含みます。）を受けるまでの間に、教育課程または教員組織に重要な変更を行った場合には、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第三条第二項（p. 17）に基づき、変更に係る事項について当該専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じて公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

「専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に適合している。」と判断された専門職大学で、「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行うこととします。機構の評価委員会において、その対応状況を検討し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。

VI 情報公開

機構は、社会と専門職大学の双方に開かれた組織であるとともに、評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このことから、専門職大学評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第百六十九条第一項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、機構ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。

Ⅶ 評価手数料

評価を実施するにあたっては、別に定めるところにより、評価手数料を徴収します。

Ⅷ 追評価

「専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に適合していない。」と判定された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、「適合していない。」と判定された根拠となった基準に限定して追評価を受けることができます。

この追評価において、当該基準を「満たしている。」と判断された場合には、先の評価と併せて、全体として「専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）に適合している。」と認め、その旨を公表します。

Ⅸ 専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）等の変更手続き

機構は、評価を受けた専門職大学や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえて、適宜評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

専門職大学分野別認証評価基準（ファッションビジネス分野）や評価方法、その他評価に必要な事項を変更する場合には、機構は検討委員会を設置し諮問します。この検討委員会の構成員は、大学・専門職大学関係者（評価経験者）、関連職業団体関係者、高等学校進路指導関係者等です。この検討委員会の案は、パブリックコメント等を経て、最終的には評価委員会において審議し、理事会で決定します。

参考資料 専門職大学分野別認証評価関係法令

○学校教育法（抄）（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）施行日：令和四年六月二十二日（令和四年法律七十七号による改正）

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

- 2 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。
- 3 専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程*を置くことができない。

*医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程

第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。
- 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
- 6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
 - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
 - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

○**学校教育法施行令（抄）**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）施行日：令和三年四月一日（令和元年政令二十八号による改正）

第四十条 法第九十九条第二項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第九十九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

○**専門職大学設置基準（抄）**（平成二十九年文部科学省令第三十三号）施行日：令和四年十月一日（令和四年文部科学省令第三十四号による改正）

（教育課程の編成方針）

第九条 専門職大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

（教育課程連携協議会）

第十条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者

五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であつて学長が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

- 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
(抄) (平成十六年三月十二日 文部科学省令第七号) 施行日：令和四年十月一日 (令和四年文部科学省令第三十四号による改正)

第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ適合していること。
 - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
 - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
 - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
 - 五 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る。）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教育研究実施組織等に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - ニ 施設及び設備に関すること。
 - ホ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 - ヘ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - ト 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - チ 財務に関すること。
 - リ イからチまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
 - 二 前号トに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。
 - 三 設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十四条に規定する調査をいう。）の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。
 - 四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究実施組織等に関すること。
 - ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十条若しくは専門職短期大学設置基準第七条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。
 - ハ 施設及び設備に関すること。
 - ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。
- 二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。
- 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。
- 五 法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則第百六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
- 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
- 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教育研究実施組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

一般社団法人

専門職高等教育質保証機構

〒106-0032

東京都港区六本木6-5-17

Phone 03-3403-3432

Mobile 070-4816-1286

URL <https://qaphe.com>

専門職短期大学分野別認証評価
評価基準要綱
(動物ケア分野)

(案)



令和 年 月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

はじめに

デジタル化やグローバル化の進展にともなう、産業構造や雇用などを含めた社会全体のあり方が大きく変化しています。このように激変する社会環境に対応するために、優れた専門技能等を身につけ、新たな価値の創造に貢献する専門職業人材の育成を目的とする高等教育機関として、専門職短期大学が発足しました（2019年）。育成すべき専門職業人材とは、高度な実践力（理論に裏づけられた高度な実践力を強みとして、専門業務を引率できる。）、豊かな創造力（社会の変化に対応して、新たなモノやサービスを作り出すことができる。）および豊かな人間性と職業倫理を備えた人材です。

専門職短期大学は、大学制度の中に位置づけられ、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力（職務遂行能力）を具備した人材の育成を目的としています。専門職短期大学は、その教育研究水準の維持向上に資するために、文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（分野別認証評価および機関別認証評価）を受審することが義務づけられています。（学校教育法第百九条第二項および第三項）。

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）の実施する専門職短期大学分野別認証評価は、「専門職短期大学『短期大学士課程』の教育研究水準の維持向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する。」ことを目的として実施するものです。したがって、評価実施にあたっては、専門職短期大学『短期大学士課程』の個性や特徴が十分発揮できるように、それが有する「目的」を踏まえて行われます。

この『専門職短期大学分野別認証評価 評価基準要綱（動物ケア分野）』は、専門職短期大学（動物ケア分野）の教育研究等の状況に関する評価について、基本的方針、評価基準および評価方法を示したものです。専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）は、学修成果（養成される職務遂行能力）および内部質保証を中心として、専門職短期大学設置基準に規定されている内容を踏まえて設定されており、21基準で構成され、関係する基準を5領域に分類して表示されています。

各基準は、専門職短期大学（動物ケア分野）の教育研究活動等が専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合している旨の認定をする際に、専門職短期大学『短期大学士課程』の目的に照らして、教育研究活動等の状況を多面的に分析するための内容となっています。評価を受ける専門職短期大学においては、すべての基準に係る状況について、自己評価することが求められます。機構では、対象専門職短期大学から提出された自己評価書を分析し、各基準を満たしているか、優れた点や改善を要する点等があるか、などの評価を行います。さらに、すべての基準に係る状況を勘案して、専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合しているか否かの判定を行います。

この『専門職短期大学分野別認証評価 評価基準要綱（動物ケア分野）』のほかに、評価の詳細な手順を示すものとして、専門職短期大学が自己評価を実施するにあたっての実施要項『専門職短期大学分野別認証評価 自己評価実施要項（動物ケア分野）』や、専門職高等教育質保証機構の評価担当者が評価を行う際に用いる手引書『専門職短期大学分野別認証評価 評価実施手引書（動物ケア分野）』も作成してあります。

目 次

はじめに	i
第1章 専門職短期大学分野別認証評価（総論）		
I 分野別認証評価と機関別認証評価の相違点	1
II 専門職短期大学分野別認証評価の目的	1
III 専門職短期大学分野別認証評価の基本的方針	2
第2章 専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）	4
領域I 専門職短期大学（動物ケア分野）の目的および学修成果	5
領域II 教育課程および教育方法	5
領域III 教育研究実施組織	7
領域IV 学修環境	7
領域V 内部質保証	8
第3章 専門職短期大学分野別認証評価（動物ケア分野）の実施体制・方法等		
I 実施体制	10
II 実施方法	10
III 評価結果の公表	11
IV 実施時期とスケジュール	11
V 評価実施後の専門職短期大学における教育研究活動等の質の確保	12
VI 情報公開	12
VII 評価手数料	13
VIII 追評価	13
IX 専門職短期大学分野別評価基準（動物ケア分野）等の変更手続き	13
参考資料 専門職短期大学分野別認証評価関係法令	14

第1章 専門職短期大学分野別認証評価（総論）

専門職短期大学は、その教育研究等の水準の改善・向上を図るために、第三者機関（認証評価機関）の評価（認証評価）を定期的に行うことが、国際的な流れとなっており、学校教育法により義務化されています。専門職短期大学認証評価には、分野別認証評価と機関別認証評価の二種類があります。

I 分野別認証評価と機関別認証評価の相違点

分野別認証評価は、専門職短期大学『短期大学士課程』における教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに実施するものです。機関別認証評価は、専門職短期大学における教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに実施するものです。両者の比較概要は、下表をご参照ください。

分野別認証評価（5年以内に1回）	機関別認証評価（7年以内に1回）
イ 教育研究実施組織等に関する事。	イ 教育研究上の基本となる組織に関する事。
ロ 教育課程に関する事（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十条若しくは専門職短期大学設置基準第七条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関する事を含む。）。	ロ 教育研究実施組織等に関する事。
ハ 施設及び設備に関する事。	ハ 教育課程に関する事。
ニ 学修の成果に関する事（進路に関する事を含む。）。	ニ 施設及び設備に関する事。
ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関する事。	ホ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事。
	ヘ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事。
	ト 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事（重点的に認証評価を行う事）。
	チ 財務に関する事。
	リ イからチまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事。

参考資料 専門職短期大学分野別認証評価関係法令 p. 16-17

II 専門職短期大学分野別認証評価の目的

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）が、専門職短期大学（動物ケア分野）からの求めに応じて実施する専門職短期大学分野別認証評価（以下「分野別認証評価」とよびます。）は、専門職短期大学『短期大学士課程』の教育研究等の水準の改善・向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するために、以下のことを目的としています。

- 機構が定める専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に基づいて、専門職短期大学『短期大学士課程』を定期的に評価することによって、その教育研究活動等の質を保証すること。

- 専門職短期大学『短期大学士課程』の教育研究活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該専門職短期大学にフィードバックすることによって、その教育研究活動等の改善・向上に資すること。
- 専門職短期大学『短期大学士課程』の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育研究活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、説明責任を果たすこと。

II 専門職短期大学分野別認証評価の基本的方針

専門職短期大学の特色は、次の五点にまとめられます。

- ① 卒業必要単位の三分の一以上の「実習・実技」の授業によって、「実践力」を涵養する。
- ② 研究者教員と実務の経験等を有する教員による小人数授業（原則40人以下）により、理論と実践をバランスよく学ぶ。
- ③ 学外の企業・診療所等における長期実習によって、現場の知識・技能を学ぶ（臨地実務実習）。
- ④ 一つの専門にとどまらない学び（総合科目、展開科目、職業専門科目、基礎科目）によって、「応用力」を涵養する。
- ⑤ 「短期大学士（専門職）」の学位が、卒業生に授与される。

これらの特色に即して、下記のような基本的な方針に基づいて、機構は専門職短期大学分野別認証評価を実施します。これまでに蓄積してきた専門職大学院分野別認証評価や専修学校（職業実践専門課程）第三者評価の経験を活かすとともに、評価を受けた専門職短期大学の意見を踏まえた上で、開放的で進化する評価をめざします。

a. 専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に基づく評価

この分野別認証評価は、機構の定める専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に基づいて、専門職短期大学『短期大学士課程』の教育研究活動等について、基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。その上で、すべての基準に係る状況を勘案して、専門職短期大学分野別評価基準（動物ケア分野）に適合しているか否かを判定します。さらに、その結果を踏まえて、専門職短期大学設置基準をはじめ関係法令に適合しているか否かの認定を行います。

b. 学修成果を中心とした評価

人生100年時代を迎え、生涯にわたり自らの資質を向上させる自主的・自律的な学修活動を推進する能力が求められています。専門職短期大学に期待されている学修成果は「職務遂行能力」です。職務遂行能力には、①知識・技能、②人間力：思考力（批判的思考力と創造的思考力）、判断力、表現力、③主体的に多様な人々と協働して学ぶ態度・力：主体性、多様性、協働性の三要素が含まれます。学修者本位の教育が重要視される中で、学生の身につけた知識・技能、経験の質の重要性を踏まえて、学修成果を中心として専門職短期大学の教育研究活動等の状況について評価を実施します。このために、学生をはじめ卒業生、雇用者等の各種関係者からの意見聴取などの参画を求めて評価を実施します。

c. 個性の伸長と質の改善・向上に資する評価

この分野別認証評価は、機構の定める専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、専門職短期大学『短期大学士課程』の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して専門職短期大学『短期大学士課程』が有する「目的」を踏まえつつ実施します。ここでいう「目的」とは、専門職短期大学『短期大学士課程』の使命、教育上の理念、育成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をさします。

質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について「優れた点」あるいは「特色ある点」として明示します。質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、「改善が望ましい点」あるいは「改善を要する点」として指摘します。「改善を要する点」と指摘した事項に対する対応状況は継続的に確認します。

d. 内部質保証を重視した評価

専門職短期大学『短期大学士課程』が、自ら教育研究活動等について継続的に点検・評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図ることを「内部質保証」と位置づけて、内部質保証の体制が整備され機能していることを重点的に評価します。

e. ピア・レビューによる公正な評価

専門職短期大学『短期大学士課程』における教育研究活動という高度に専門的な分野における評価を適切に実施するために、これらの活動について経験と識見を有する者（ピア）が中心となって評価します。また、社会の幅広い理解と支持が得られるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、専門職短期大学関係者による利益相反を排除して、公正性を担保します（『専門職短期大学分野別認証評価 評価実施手引書（動物ケア分野）』p. 14）。

f. 国際的な質保証の動向を踏まえ透明性の高い開かれた評価

専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）の策定および評価の実施にあたっては、国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点や手法との整合性をとり、国際的にも活用される評価を行います。

意見申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた専門職短期大学等の意見を踏まえつつ、評価システムの改善を継続的に図ります。

第2章 専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）

専門職短期大学（動物ケア分野）の教育目標は、動物看護に関する基本的な知識・技能とともに、人と動物の共生の思想と倫理観を備えた人材の育成です。このため、動物飼育者のケア等、動物愛護・福祉と関連法規に関する基本的な知識と理解を涵養させ、社会人として必要な基礎能力（論理的思考力、コミュニケーション力、協調性等）を修得させる教育によって、専門職短期大学として適切な水準を維持することが必要です。具体的には、生命倫理、動物福祉、動物形態機能、動物の繁殖・遺伝、動物行動、動物栄養ならびに関連法規などを体系的に学ぶ「基礎動物学」、動物ケアの理念や動物病理・薬理学、動物感染症、公衆衛生などを体系的に学ぶ「基礎動物ケア関連科目」、動物内科および外科的な動物臨床ケア、動物医療コミュニケーション、人と動物の関係、適正な飼育などを学ぶ「動物臨床ケア関連科目」、愛玩動物の特質や適正な飼育方法を学ぶ「愛護・適正飼養関連科目」などが配置され、バランスよく履修できることが重要です。また、学修者本位の教育が強調されている状況下で、学生一人ひとりが、自らが掲げる目標（キャリアデザイン等）の実現に向けて、動物ケアの職業倫理や社会的責務についての学修に取り組むことが重要です。臨地実務実習においては、上記の知識を実践的に学ぶ機会が創出されていることが必要です。

この分野別認証評価は、専門職短期大学『短期大学士課程』ごとに専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）（以下「評価基準」とよびます。）に沿って実施されます。評価基準は、学修者本位の教育活動を中心として、教育研究活動等の状況を評価するために、「領域Ⅰ 専門職短期大学（動物ケア分野）の目的および学修成果」「領域Ⅱ 教育課程および教育方法」「領域Ⅲ 教育研究実施組織」「領域Ⅳ 学修環境」「領域Ⅴ 内部質保証」の5領域に分類される21基準から構成されています。

これらの評価基準は、専門職短期大学『短期大学士課程』における教育研究活動を中心として、専門職短期大学設置基準等の法令適合性を含めて、専門職短期大学（動物ケア分野）として適合していることが必要と考えられる内容を示したものです。評価は、基準ごとの分析、整理も踏まえた上で、その内容を満たしているか否かの判断を行います。

「領域Ⅰ 専門職短期大学（動物ケア分野）の目的および学修成果」と「領域Ⅴ 内部質保証」に係る基準のうち評価基準で定めるものについては、「重点評価項目」として位置づけています。また、各基準を判断する上での具体的な方針となる「判断指針」を設けてあります。

この専門職短期大学分野別認証評価（動物ケア分野）は、専門職短期大学の目的に照らして行われることとなります。この目的とは、人材育成に関する目的その他教育研究上の目的をさします。したがって、専門職短期大学の目的、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、学生が身につけるべき職務遂行能力に則して作成される必要があります。

各評価基準の状況を社会に向けて明確に示すためには、それぞれの基準について複数の分析観点に基づいて評価する必要があります。各分析観点の内容や、分析のために必要と考えられる根拠資料・データについては、『専門職短期大学分野別認証評価 自己評価実施要項（動物ケア分野）』pp. 15-34を参照ください。対象専門職短期大学の自己評価においては、原則として、すべての基準および分析観点に係る状況を分析・整理した結果を自己評価書に記載してください。

<p>領域Ⅰ 専門職短期大学（動物ケア分野）の目的および学修成果</p>
<p>基準Ⅰ-1 専門職短期大学（動物ケア分野）が担う使命に則して、目的が適切に設定されていること。この目的には、当該専門職短期大学の育成しようとする人材像および個性・特色が明確に示されていること。</p>
<p>基準Ⅰ-2 【重点評価項目】専門職短期大学（動物ケア分野）に求められている人材育成がなされていること。</p>

判断指針

基準Ⅰ-1では、専門職短期大学（動物ケア分野）の目的が、適切に設定され、育成しようとする人材像その他の教育研究上の方向性を明示していることを確認します。

基準Ⅰ-2では、卒業時の状況（単位修得・卒業状況、資格取得等の状況、授業評価等学生からの意見聴取の結果）、卒業生の進路の状況等の実績や成果、および卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、専門職短期大学（動物ケア分野）に求められている学修成果があがっているか否かを判断します。

<p>領域Ⅱ 教育課程および教育方法</p>
<p>基準Ⅱ-1 動物愛護の精神に基づいて動物病院や動物関連産業において実務家として社会に貢献する動物看護師等の育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。</p>
<p>基準Ⅱ-2 動物愛護の精神に基づいて動物病院や動物関連産業において実務家として社会に貢献する動物看護師等に求められる能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等）の養成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。</p>
<p>基準Ⅱ-3 動物看護師等に求められる理論的、実践的な能力を養成するとともに、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を身につけ、創造的な役割を果たすために必要な能力を修得させるために、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職短期大学設置基準および関連法令に適合するものであること。</p>
<p>基準Ⅱ-4 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、動物看護師等の育成目標に則して適切に運用されていること。</p>
<p>基準Ⅱ-5 動物看護師等の育成目標を反映した適切な授業形態（講義、演習、実習等）が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、採用されていること。また、インターンシップや客員・外部講師など動物ケア分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。</p>
<p>基準Ⅱ-6 公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。</p>
<p>基準Ⅱ-7 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。</p>
<p>基準Ⅱ-8 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。</p>

判断指針

基準II-1では、動物愛護の精神に基づいて動物病院や動物関連産業において実務家として社会に貢献する動物看護師等の育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、学生の身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示されているか否かを判断します。

基準II-2では、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成方針、学修方法、学修過程、学修成果の評価方針等が、動物愛護の精神に基づいて動物病院や動物関連産業において実務家として社会に貢献する動物看護師等に求められる能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等）の養成をめざして、具体的かつ明確に示されているか否かを判断します。

基準II-3では、動物看護師等に求められる理論的、実践的な能力を養成するとともに、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を身につけ、創造的な役割を果たすために必要な能力を修得させるために、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であるか否かを判断します。基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の開設状況および実習・実技（動物病院や動物関連企業における臨地実務実習の実施状況は基準II-4で評価します。）の実施状況も確認し判断します。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職短期大学設置基準および関連法令（愛玩動物看護師養成所指定規則）に定める規定から外れるものでないかを確認し判断します。

基準II-4では、臨地実務実習について、動物看護師等の育成目標に則して、実習先の選定、実習内容、成績評価等が適切に実施されていることを確認し判断します。

基準II-5では、動物看護師等の育成目標を反映した授業形態（講義、演習、実習等）が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、同時に授業を行う学生数、履修登録科目に関する単位の上限定（CAP制）等について、適切であるか否かを判断します。講義に加えて、討論、演習、グループ学習、事例研究、現地調査等による双方向・多方向の授業等、各授業科目が設定した教育目標の達成に適した教育方法が導入されているか否かを判断します。また、インターンシップや客員・外部講師など動物ケア分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていることを確認し判断します。

基準II-6では、成績評価基準が学生に周知され、その基準にしたがって成績評価、単位認定が実施されているか否か、さらに、客観的かつ厳正な成績評価を実施するために、成績評価の適切性の確認や異議申立ての仕組みが組織的に設けられているか否かを判断します。

基準II-7では、卒業認定・学位授与方針に基づいて、卒業要件が策定され、評価基準が明確であり、それらが学生に周知され、卒業認定が適切に実施されているか否かを判断します。

基準II-8では、教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められている状況を確認して判断します。また、教育課程連携協議会の構成員や開催状況が適切か否かを議事要旨等から判断するとともに、議論内容の反映状況を確認して判断します。

<p>領域Ⅲ 教育研究実施組織</p>
<p>基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、専門職短期大学（動物ケア分野）が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。</p>
<p>基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。</p>
<p>基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との間の連携体制が確保さ</p>

判断指針

基準Ⅲ-1では、教育研究実施組織が、専門職短期大学（動物ケア分野）が担う使命を遂行するために、適切な形で設置あるいは整備されていることを確認するとともに、学校教育法、専門職短期大学設置基準等の関係法令に定められた要件を具備していることを確認し判断します。特に、実務の経験等を有する教員については、その数や教育研究能力を確認し判断します。

基準Ⅲ-2では、教育研究実施組織を有効に機能させ、教育研究活動等を展開していくために、重要事項を審議する会議が置かれ、必要な活動を行なっているか否かを判断します。

*「重要事項を審議する会議」とは、教育課程、教育方法、成績評価、卒業認定、入学者選抜および教員の人事等に関する重要事項をいう。

基準Ⅲ-3では、専門職短期大学（動物ケア分野）を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組（スタッフ・ディベロップメント等）が実施されているか否かを判断します。

<p>領域Ⅳ 学修環境</p>
<p>基準Ⅳ-1 学修環境の維持・向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。</p>
<p>基準Ⅳ-2 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。</p>
<p>基準Ⅳ-3 教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、管理運営体制が整備され機能していること。</p>
<p>基準Ⅳ-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。</p>
<p>基準Ⅳ-5 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。</p>

判断指針

基準Ⅳ-1では、専門職短期大学（動物ケア分野）の理念、使命および育成しようとする人材像に則して、入学者受入方針に沿った公正かつ適切な体制・方法の下で、入学者選抜が実施されているか否かを判断します。さらに、収容定員に対する在籍者数が適正な数となっているか、入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否か、授業実施にあたり入学者数が適正な規模となっているか否かを判断します。

基準Ⅳ-2では、必要な施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）および自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法等を考慮して、適切に整備されているか

否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断します。また、学修のための資料、文献、インターネット資源等を効果的に利用できる学術情報環境の整備・活用状況を確認し判断します。

*ICT (Information and Communication Technology) とは、情報・通信に関する技術一般の総称。

基準IV-3では、教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立されており、それらの管理運営体制が整備され機能していることを確認し判断します。

基準IV-4では、ガイダンス等が適切に実施され、学生のニーズに則した履修指導や学修相談の体制が整備され、活用されているか否かについて判断します。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学修支援の実施状況について確認し判断します。

基準IV-5では、学生に対する生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対する支援が適切に行われているか否かを判断します。

領域V 内部質保証

基準V-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られていること。

基準V-2 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされていること。

基準V-3 専門職短期大学（動物ケア分野）の教育に資する研究のあり方を踏まえて、動物ケア関連の学術的研究、動物ケアに関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。

判断指針

基準V-1では、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善・向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されていることを確認します。その上で、教育研究環境に係る事項および教育課程とその学修成果について、専門職短期大学（動物ケア分野）としてその状況を把握し、改善・向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が明確化され、その手順に基づいて適切に実施されているか否かを判断します。さらに、自己点検・評価の結果、教育研究活動等に改善すべき点があった場合には、対応計画を策定し、それらに基づいて取組を実施し、その効果等を検証しているか否かを判断します。

*教育課程連携協議会については、基準II-8で評価します。

基準V-2では、専門職短期大学（動物ケア分野）の目的、教育に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育の実施体制、教育課程および学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する基本的な情報（学校教育法施行規則第七十二条の二に規定される事項を含む。）、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。さらに、社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制を確認します。

基準V-3では、教員（実務の経験等を有する教員も含む。）の採用・昇任に係る規定（教員に必要とされる教育研究上または実務上の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持・向上させるための多様な視点（動物ケアに関連する教育研究活動、組織運営、社会貢献、ペット産業界との関わり等）からの教員評価の仕組み、ならびに動物ケアに関連する教育研究能力を向

上させるための組織的取組（ファカルティ・ディベロップメント等）の状況を分析して、教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員および指導補助者の質を維持・向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

*スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準Ⅲ-3で評価します。

第3章 専門職短期大学分野別認証評価（動物ケア分野） の実施体制・方法等

専門職短期大学分野別認証評価（動物ケア分野）は、申請のあった専門職短期大学（以下「対象専門職短期大学」とよびます。）を対象として実施するものです。対象専門職短期大学は、別に定める『専門職短期大学分野別認証評価 自己評価実施要項（動物ケア分野）』に沿って自己評価を行い、その結果を自己評価書としてまとめて、機構に提出します。

機構における評価は、対象専門職短期大学から提出された自己評価書を分析することによって行われます。

I 実施体制

機構における専門職短期大学分野別認証評価（動物ケア分野）の実施にあたっては、動物ケアに関して高く広い見識を有する大学関係者（2名）、動物ケア関連職業団体等の関係者（2名）ならびに高等学校、マスコミ、公共団体等の関連団体関係者（1名）から構成される専門職短期大学分野別認証評価委員会（以下「評価委員会」とよびます。）を設置します。評価委員会委員は、専門職高等教育質保証機構の理事会の議を経て、決定します。

評価委員会は、次の事項を審議し、決定します。

- ① 専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 専門職短期大学分野別認証評価報告書（動物ケア分野）（以下「評価報告書」とよびます。）の作成

機構が実施する分野別認証評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を実施します。機構においては、このように十分な研修を受けた評価委員会委員が分野別認証評価を実施します。

分野ごとに評価委員会を設置し、必要に応じて分野間の調整を図ることを目的とした「連絡協議会」を設置します。

II 実施方法

専門職短期大学分野別評価基準（動物ケア分野）に定められた基準ごとに、対象専門職短期大学から提出された自己評価書の分析および必要事項の確認（書面調査）ならびに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえて、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明示します。改善を要する点が認められた基準については「満たしていない。」と判断します。

すべての基準を満たしている場合、「専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合している。」と判定します。満たしていない基準があった場合には、すべての基準に係る状況を勘案して、専門職短期大学（動物ケア分野）として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況が、確認できた場合には「専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合している。」と、確認できない場合には「専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合していない。」と判定します。なお、重点評価項目を満たしていない場合には、他の基準の状

況如何に関わらず「専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合していない。」と判定します。

評価結果においては、それぞれの基準を満たしているか否かの判断および専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合しているか否かの判定に併せて、領域ごとに、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点）を指摘します。

a. 機構における評価方法

専門職短期大学分野別認証評価（動物ケア分野）は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『専門職短期大学分野別認証評価 評価実施手引書（動物ケア分野）』に沿って、対象専門職短期大学から提出された自己評価書（提出された根拠資料・データを含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データの分析を行います。訪問調査は、別に定める『専門職短期大学分野別認証評価 評価実施手引書（動物ケア分野）』に沿って、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議し、評価結果（案）が取りまとめられます。

b. 意見申立てと評価結果の確定

評価結果は、専門職短期大学（動物ケア分野）における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象専門職短期大学に通知し、その内容等に対する意見申立ての機会を設けます。意見申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

意見申立てのうち、「専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合していない。」との判断に対する意見申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設置し、審議を行います。その議を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

III 評価結果の公表

評価結果は、専門職短期大学分野別認証評価報告書（動物ケア分野）として公表します。この評価報告書は、対象専門職短期大学およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行および機構ウェブサイト（<https://qaphe.com/>）への掲載等により、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、対象専門職短期大学から提出された自己評価書（別添で提出された根拠資料・データを除きます。）を機構ウェブサイトに掲載します。

IV 実施時期とスケジュール

分野別認証評価を希望する専門職短期大学（動物ケア分野）は、評価の実施を希望する前年度の12月末までに、別に定める様式に沿って、機構に申請することが必要です（なお、2023年度実施については、別に定めるスケジュールとなります）。専門職短期大学（動物ケア分野）は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けることが義務づけられています。なお、追評価を受けた専門職短期大学に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとします。

専門職短期大学（動物ケア分野）から評価の申請受付から、評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。なお、「満たしていない。」と判断された基準がある専門職短期大学については、評価実施年度の翌年度以降に、改善状況を確認します。

評価申請年度

12月末 専門職短期大学分野別認証評価（動物ケア分野）の申請受付締切
1～2月 対象専門職短期大学の自己評価担当者等に対する研修

評価実施年度

7月～8月 機構の評価担当者の研修
8月末 対象専門職短期大学から自己評価書の提出締切
9月～ 書面調査および訪問調査
12月末 評価結果を確定する前に対象専門職短期大学に通知
1月末 対象専門職短期大学からの意見申立ての受付締切
3月上旬 専門職短期大学分野別認証評価結果の確定、公表

評価実施年度の翌年度以降（「満たしていない。」と判断された基準がある専門職短期大学）

8月末 対象専門職短期大学から改善状況報告書の提出締切
3月上旬 改善状況報告書に対する評価結果の確定、公表

V 評価実施後の専門職短期大学における教育研究活動等の質の確保

機構の分野別認証評価を受けた専門職短期大学（動物ケア分野）が、次の分野別認証評価（他の認証評価機関による評価を含みます。）を受けるまでの間に、教育課程または教員組織に重要な変更を行った場合には、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第三条第二項（p. 17）に基づき、変更に係る事項について当該専門職短期大学の意見を聴いた上で、必要に応じて公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

「専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合している。」と判断された専門職短期大学（動物ケア分野）で、「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行うこととします。機構の評価委員会において、その対応状況を検討し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。

VI 情報公開

機構は、社会と専門職短期大学の双方に開かれた組織であるとともに、分野別認証評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このことから、専門職短期大学分野別認証評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第百六十九条第一項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、機構ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。

Ⅶ 評価手数料

評価を実施するにあたっては、別に定めるところにより、評価手数料を徴収します。

Ⅷ 追評価

「専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合していない。」と判定された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、「適合していない。」と判定された根拠となった基準に限定して追評価を受けることができます。

この追評価において、当該基準を「満たしている。」と判断された場合には、先の評価と併せて、全体として「専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）に適合している。」と認め、その旨を公表します。

Ⅸ 専門職短期大学評価基準（動物ケア分野）等の変更手続き

機構は、分野別認証評価を受けた専門職短期大学や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえて、適宜専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

専門職短期大学分野別認証評価基準（動物ケア分野）や評価方法、その他評価に必要な事項を変更する場合には、機構は検討委員会を設置し諮問します。この検討委員会の構成員は、短期大学・専門職短期大学関係者（評価経験者）、関連職業団体関係者、高等学校進路指導関係者等です。この検討委員会の案は、パブリックコメント等を経て、最終的には評価委員会において審議し、理事会で決定します。

参考資料 専門職短期大学分野別認証評価関係法令

○学校教育法（抄）（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）施行日：令和四年六月二十二日（令和四年法律七十七号による改正）

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第八十八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第一百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。））（以下略）

第一百四条（前略）

6 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けけるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けけるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。

5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

- 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
 - 4 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
 - 6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

○**学校教育法施行令（抄）**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）施行日：令和三年四月一日（令和元年政令二十八号による改正）

第四十条 法第九十九条第二項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第九十九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

○**専門職短期大学設置基準（抄）**（平成二十九年文部科学省令第三十三号）施行日：令和四年十月一日（令和四年文部科学省令第三十四号による改正）

（教育課程の編成方針）

第六条 専門職短期大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

（教育課程連携協議会）

第七条 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長が指名する教員その他の職員

二 当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第二十六条第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職短期大学と協力する事業者

五 当該専門職短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
(抄) (平成十六年三月十二日文部科学省令第七号) 施行日：令和四年十月一日 (令和四年文部科学省令第三十四号による改正)

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)並びに大学(専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。)に係るものにあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)及び大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)に、専門職大学(大学院を除く。)に係るものにあつては専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に、短期大学(専門職短期大学を除く。)に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)に、それぞれ適合していること。
 - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
 - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
 - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
 - 五 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教育研究実施組織等に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - ニ 施設及び設備に関すること。
 - ホ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 - ヘ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - ト 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - チ 財務に関すること。
 - リ イからチまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
 - 二 前号トに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。
 - 三 設置計画履行状況等調査(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十四条に規定する調査をいう。)の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。
 - 四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。
- 3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究実施組織等に関すること。
 - ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十条若しくは専門職短期大学設置基準第七条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。
 - ハ 施設及び設備に関すること。
 - ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。
- 五 法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則第百六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
- 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
- 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教育研究実施組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

一般社団法人

専門職高等教育質保証機構

〒106-0032

東京都港区六本木6-5-17

Phone 03-3403-3432

Mobile 070-4816-1286

URL <https://qaphe.com>

認証評価機関の審査について

○認証評価機関の審査においては、以下の規定に基づき審査を行うこととされている。

学校教育法（抄）

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第百九条 （略）

2 （略）

3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 （略）

5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

6・7 （略）

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団

又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。) であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

5・6 (略)

第百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第一百十条第三項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

学校教育法施行令 (抄)

第四十二条 法第九十四条(法第二百二十三条において準用する場合を含む。)の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

学校教育法施行規則 (抄)

第百六十八条 (略)

2 学校教育法第九十九条第三項の認証評価に係る同法第一百十条第一項の申請は、専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第百六十九条 学校教育法第一百十条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 役員(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合においては、当該代表者又は管理人)の氏名
- 三 評価の対象
- 四 大学評価基準及び評価方法

- 五 評価の実施体制
 - 六 評価の結果の公表の方法
 - 七 評価の周期
 - 八 評価に係る手数料の額
 - 九 その他評価の実施に関し参考となる事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画）を記載した書面
 - 四 認証評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面

第百七十条 学校教育法第百十条第三項に規定する細目は、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによる。

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条 学校教育法（以下「法」という。）百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ適合して

いること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての实地調査が含まれていること。

五 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る。）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教育研究実施組織等に関すること。

ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十条若しくは専門職短期大学設置基準第七条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。

ハ 施設及び設備に関すること。

ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し

- 実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。
- 五 法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあっては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあっては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則第百六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
- 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
- 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教育研究実施組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

中央教育審議会令（抄）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

大学分科	一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査
------	----------------------------------

会	<p>審議すること。</p> <p>二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2～6 （略）

4 文科高第 1 6 9 9 号

中 央 教 育 審 議 会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和 5 年 2 月 2 4 日

文部科学大臣 永岡 桂子

(理由)

一般社団法人専門職高等教育質保証機構から、別紙のとおり、学校教育法第 1 1 0 条第 1 項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第 1 1 2 条第 1 号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

令和 5 年 1 月 31 日

文 部 科 学 大 臣
永岡 桂子 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

リハビリテーション分野専門職大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職大学_評価基準要綱（リハビリテーション分野）
 - 6-2 専門職大学_自己評価実施要項（リハビリテーション分野）
 - 6-3 専門職大学_評価実施手引書（リハビリテーション分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職大学_認証評価基準（リハビリテーション分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（リハビリテーション分野）
- 10 認証評価対象専門職大学（リハビリテーション分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 高橋 宏樹
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
T E L : 03-3403-3432 070-4816-1286

令和 5 年 1 月 31 日

文 部 科 学 大 臣
永岡 桂子 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

ファッションビジネス分野専門職大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職大学_評価基準要綱（ファッションビジネス分野）
 - 6-2 専門職大学_自己評価実施要項（ファッションビジネス分野）
 - 6-3 専門職大学_評価実施手引書（ファッションビジネス分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職大学_認証評価基準（ファッションビジネス分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（ファッションビジネス分野）
- 10 認証評価対象専門職大学（ファッションビジネス分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 高橋 宏樹
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
T E L : 03-3403-3432 070-4816-1286

令和 5 年 1 月 31 日

文 部 科 学 大 臣
永岡 桂子 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

動物ケア分野専門職短期大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 短期大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職短期大学_評価基準要綱（動物ケア分野）
 - 6-2 専門職短期大学_自己評価実施要項（動物ケア分野）
 - 6-3 専門職短期大学_評価実施手引書（動物ケア分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職短期大学_認証評価基準（動物ケア分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（動物ケア分野）
- 10 認証評価対象専門職短期大学（動物ケア分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 高橋 宏樹
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
TEL : 03-3403-3432 070-4816-1286

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の概要及び 申請のあった評価事業の概要

1. 専門職高等教育質保証機構の概要

- 設立目的：
 1. 専門職高等教育の高度化、多様化、国際化に対応して、専門職高等教育の教育研究実践に係る教育機関の評価を行なうことによって、専門職高等教育の発展に貢献する。
 2. 評価の成果を被評価機関にフィードバックし、その質の向上に努める。
 3. 評価の成果を広く社会に情報開示し、専門職高等教育の発展と国際化に貢献する。

- 住所：東京都港区六本木六丁目5番17号

- 設立年月日：平成23年2月18日

- 代表者：代表理事 川口 昭彦
(大学改革支援・学位授与機構 名誉教授)

- 主な事業：
 - ① 専門職大学院や専修学校の教育研究及び実践に関する第三者評価
 - ② 評価対象となる教育研究機関の教育研修事業
 - ③ 実践・教育研究に関する情報収集及び研究、普及啓発活動等
 - ④ 事業に附帯または関連する事業

- 認証評価の実施実績

【分野別評価（ビューティビジネス分野）】	
① 第1サイクル（H16～H20）の受審大学数	<u>0</u> 大学
② 第2サイクル（H21～H25）の受審大学数	<u>1</u> 大学
③ 第3サイクル（H26～H30）の受審大学数	<u>1</u> 大学
④ 第4サイクル（H31～R5）の受審大学数	<u>1</u> 大学
【分野別評価（教育実践分野）】	
① 第1サイクル（H16～H20）の受審大学数	<u>0</u> 大学
② 第2サイクル（H21～H25）の受審大学数	<u>0</u> 大学

③ 第3サイクル (H26～H30) の受審大学数	<u>0</u> 大学
④ 第4サイクル (H31～R5) の受審大学数	<u>1</u> 大学

2. 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：
 - (1) 専門職大学（リハビリテーション分野）
 - (2) 専門職大学（ファッションビジネス分野）
 - (3) 専門職短期大学（動物ケア分野）

- 評価の周期：5年以内ごと

- 評価手数料の額（案）
 - 専門職大学：基本費用 2,000,000 円
 + 1 学部につき 200,000 円（消費税抜き）
 - 専門職短期大学：基本費用 1,800,000 円
 + 1 学科につき 200,000 円（消費税抜き）

- 大学評価基準（案）：

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職大学評価基準（専門職短期大学評価基準）として策定されたものであり、専門職大学（専門職短期大学）の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7つの領域で構成される。

- 評価方法（案）：

評価対象校が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象校に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。

- 評価結果（案）：
 - ① 各評価基準の領域Ⅰから領域Ⅶまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。
 - ② 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育

質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。

- ③ ②以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学（専門職短期大学）として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

- 対象専門職大学・専門職短期大学（令和5年2月現在）
別紙のとおり